

「貨物自動車運送事業者が令和6年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について
※本文のみ

改 正	現 行
制 定 令和6年5月14日 国自貨第67号 国自安第11号 国自情第27号 国自整第37号	制 定 令和6年5月14日 国自貨第67号 国自安第11号 国自情第27号 国自整第37号
一部改正 令和7年3月31日 国自貨第750号 国自安第199号 国自情第314号 国自整第260号	一部改正 令和7年3月31日 国自貨第750号 国自安第199号 国自情第314号 国自整第260号
<u>一部改正 令和8年3月18日 国自貨第678号</u> <u>国自安第206号</u> <u>国自情第385号</u> <u>国自整第252号</u>	
<p>令和6年能登半島地震における復旧・復興事業に際し、被災地域（<u>災害救助法（昭和22年法律第118号）</u>の適用を受けた地域。以下同じ。）における貨物運送の需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の<u>特例措置</u>が必要とされているところである。</p>	<p>令和6年能登半島地震における復旧・復興事業に際し、被災地域（<u>災害救助法（昭和22年法律第118号）</u>の適用を受けた地域。以下同じ。）における貨物運送の需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の<u>特例措置</u>が必要とされているところである。</p>
<p>よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合</p>	<p>よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合</p>

の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。なお、「令和6年能登半島地震による一般貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について（令和6年1月5日付け事務連絡）及び「令和6年能登半島地震を踏まえた144時間ルールの取扱いについて」（令和6年2月9日付け国自安第133号）は本通達の施行をもって廃止する。

記

1～9 （略）

10. 本通達による取扱いは、令和9年3月31日までとする。

附 則

1～2 （略）

の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。なお、「令和6年能登半島地震による一般貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について（令和6年1月5日付け事務連絡）及び「令和6年能登半島地震を踏まえた144時間ルールの取扱いについて」（令和6年2月9日付け国自安第133号）は本通達の施行をもって廃止する。

記

1～9 （略）

10. 本通達による取扱いは、令和8年3月31日までとする。

附 則

1～2 （略）